

## 社会福祉法人朝日ぶなの木会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人朝日ぶなの木会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- |     |        |    |
|-----|--------|----|
| (1) | 常勤の理事  | 報酬 |
| (2) | 非常勤の役員 | 報酬 |
| (3) | 評議員    | 報酬 |

## (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、別表第3に定める額とする。

## (法人職員給与との併給)

第5条 法人の職員を兼ね職員給与を支給している者の役員報酬は、別表第4の定めによるものとする。

## (報酬等の支給方法)

第6条 理事長及び常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第8条の規定に準じて支給）
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員及び評議員が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて旅費を支給する。

2 役員及び評議員が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則 この規程は、平成4年5月25日から施行する。

附 則 平成8年2月9日全部改正し、平成8年3月1日より施行する。

附 則 平成13年12月4日一部改正し、平成14年3月5日より施行する。

附 則 平成23年10月28日一部改正し、平成23年11月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 平成25年4月1日施行の役員及び評議員報酬規程は廃止し、この規程は平成29年6月17日より施行する。

附 則 令和5年6月23日一部改正し、令和5年7月1日より施行する。

## 別表第1（常勤役員の報酬）

役職名	報酬の額
常務理事	月額 236,800 円

## 別表第2（非常勤役員の報酬）

## （1）理事長

役職名	報酬の額
理事長	月額 65,000 円

## （2）理 事

区 分	日 額
理事会等会議への出席	6,000 円
法人及び施設業務のための出勤 （出張等で1日を要する場合）	12,000 円

## （3）監 事

区 分	日 額
理事会等会議への出席	6,000 円
監事監査等への出席	12,000 円
入札等の立会	3,000 円

## 別表第3（評議員の報酬）

区 分	日 額
評議員会等会議への出席	6,000 円
法人及び施設業務のための出勤 （出張等で1日を要する場合）	12,000 円

## 別表第4（法人の職員を兼務する役員）

役職名	報酬の額
常務理事	月額 35,000 円

